# これから求められる
# 学校安全

東京学芸大学教職大学院教授
第11期中央教育審議会委員
渡 邉 正 樹

# 省庁等による学校安全に係る近年の主な取組

●「学校事故対応に関する指針」策定（平成28年３月）

→学校事故発生後の調査、再発防止等に係る指針。

★「第２次学校安全の推進に関する計画」（平成29～令和３年度）策定

●「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年２月）

→危険等発生時対処要領の作成に係るガイドライン

●「登下校防犯プラン」（平成30年６月）

→新潟事件を受けた一斉点検、省庁横断の防犯対策

●「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」改訂（第３版）（平成31年３月）

→学習指導要領改訂（平成30年度～）を踏まえた改訂

●教員養成課程における学校安全の必修化（令和元年度）

→「教育の基礎的理解に関する科目」に「学校安全への対応」を含めることとされた。

●「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（令和元年６月）

→大津事故を受けた一斉点検、関係省庁横断の対策

●登下校時の防犯対策の強化（令和元年度）

→川崎事件を受けた集合場所の一斉点検、見守り活動の強化、学校・警察の連携の強化

# 「学校安全の推進に関する計画」

●平成20年の学校保健法の一部改正により、学校保健安全法が成立。

●第3条（国及び地方公共団体の責務）において、「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定」をすることを新たに規定。

●これに基づき、平成24年（2012年）に「学校安全の取組の推進に関する計画」、平成29年（2017年）に「第２次学校安全の取組に関する計画」が閣議決定された。いずれも計画期間は5年。

学校保健安全法（抄）
（国及び地方公共団体の責務）
第三条　国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
２　国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
３　地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

# 第3次学校安全の取組の推進に関する計画（案）

計画期間：令和4年度から令和8年度

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロとすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

**学校の管理下の範囲について**

災害共済給付の対象となる学校の管理下の範囲は、以下のような場合です。

**●学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含みます。）**

例えば➡ ・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）

**●学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合**

例えば➡ ・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等

**●休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合**

例えば➡ ・始業前、業間休み、昼休み、放課後

**●通常の経路及び方法により通学する場合（保育所の登園・降園を含みます。）**

例えば➡ ・登校（登園）中、下校（降園）中

**●その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合**

例えば➡ ・学校の寄宿舎にあるとき
・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

(独)日本スポーツ振興センター

# 学校事故事例検索データベース (独)日本スポーツ振興センター

データーベースで
見られる事故事例

| 30死-２ | 小４年・男 | 全身打撲 |
|---|---|---|

体育の授業中、サッカーのゲームをしていた。ゴールキーパーだった本児童は、自陣がゴールを決めて得点を入れたことに喜んでサッカーゴール（ハンドボール用ゴール）のネットにぶら下がった。その際、バランスを崩して地面に倒れ込んだ。直後にゴールポストが転倒し、倒れてうずくまっていた本児童の肩・背中を圧迫した。救急車を要請し、ドクターヘリにて移送され治療を受けたが同日死亡した。

| 30障-８ | 小５年・男 | せき柱障害 |
|---|---|---|

体育の授業中、体育館で運動会の表現運動（組体操）の練習をしていた。本児童はサボテンの技で肩車の上に乗っていた際、バランスを崩してうしろ向きに落下し、体育館の床面で腰を強打した。

# 災害共済給付における災害　（独）日本スポーツ振興センター

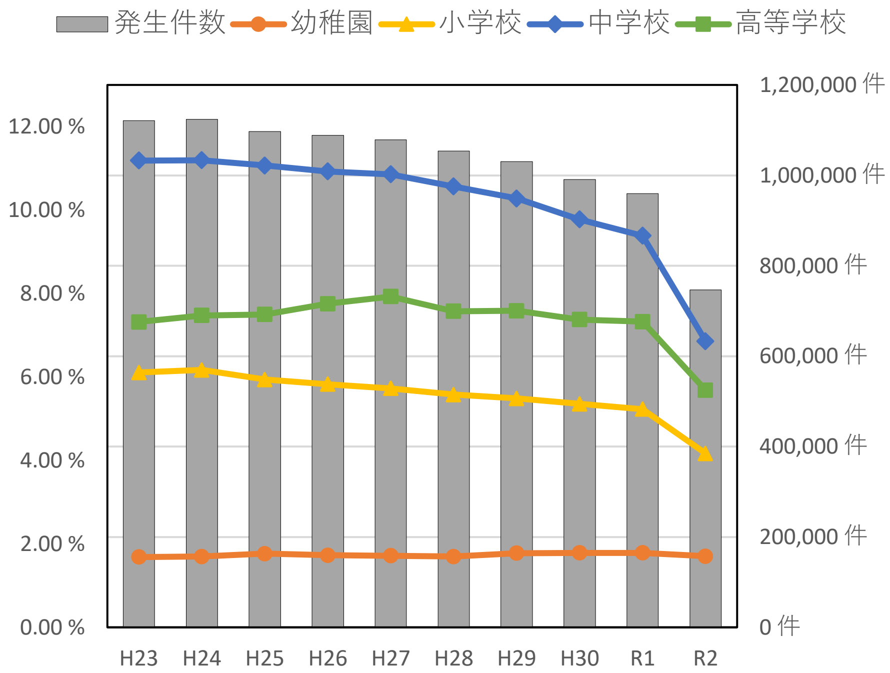


負傷・疾病発生状況の推移

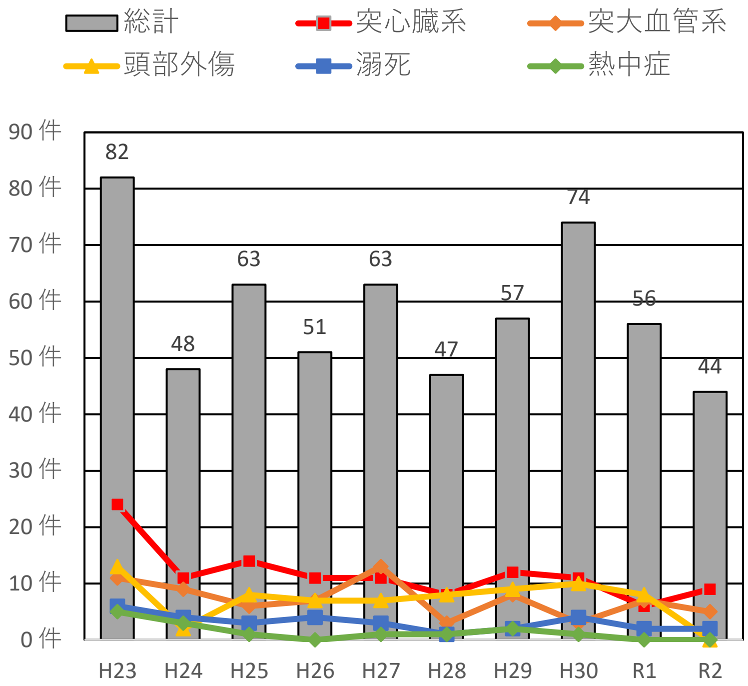


死亡見舞金給付件数の推移

# 児童生徒等の犯罪被害　警察庁

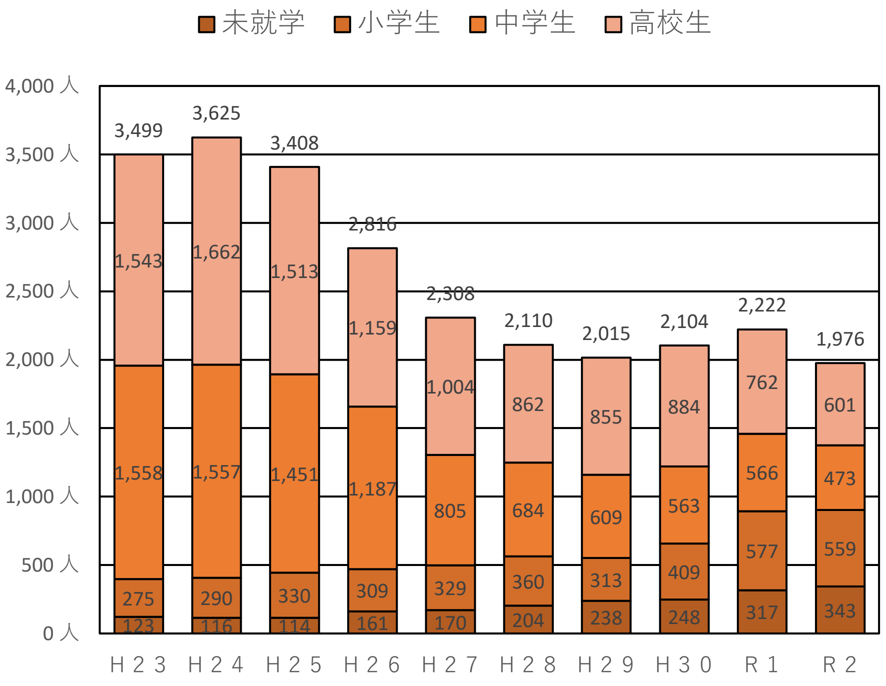


児童生徒犯罪被害（傷害）

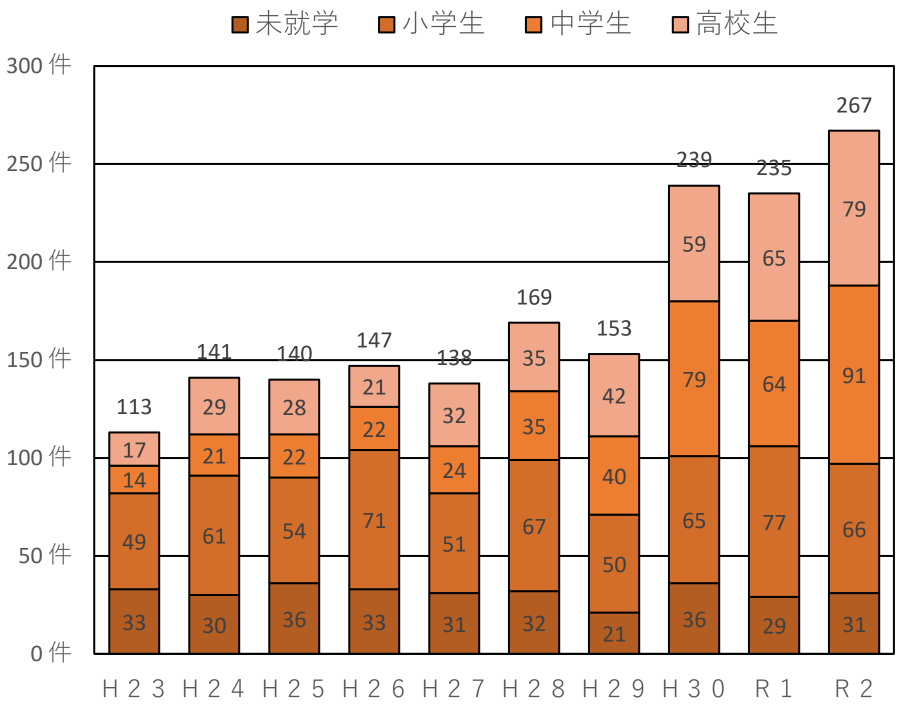


児童生徒犯罪被害（略取誘拐）

# 児童生徒等の交通事故被害　　警察庁

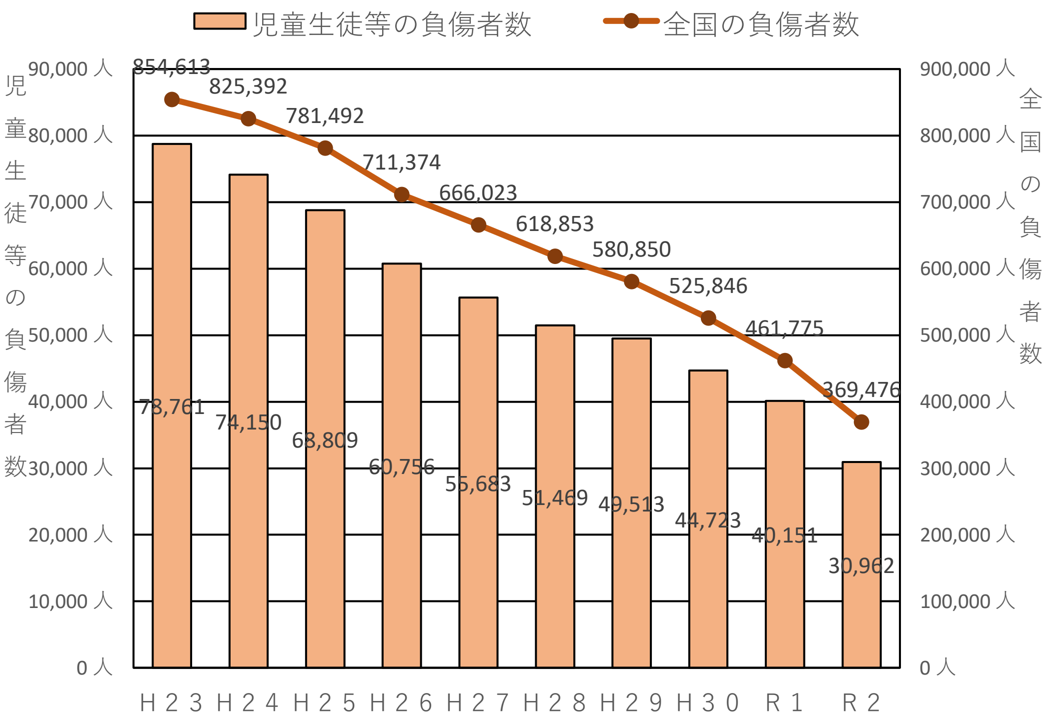


児童生徒等の交通事故負傷者数

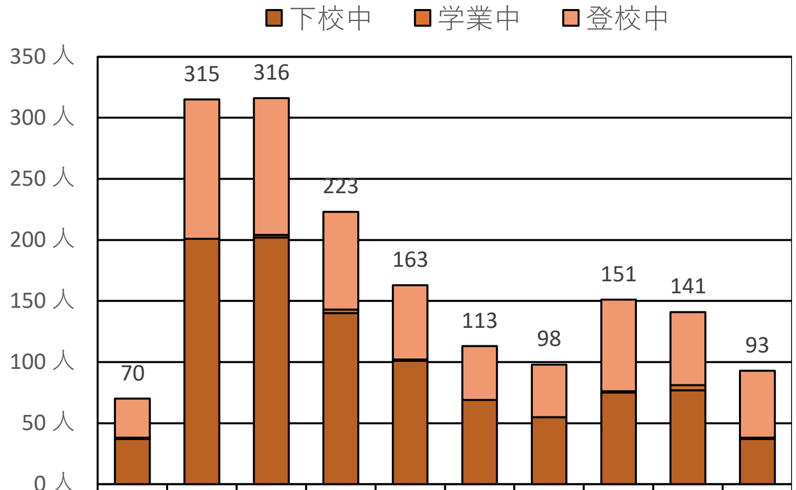


| | 幼児 | 小１ | 小２ | 小３ | 小４ | 小５ | 小６ | 中１ | 中２ | 中３ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合　計 | 70 | 315 | 316 | 223 | 163 | 113 | 98 | 151 | 141 | 93 |
| 登校中 | 32 | 114 | 112 | 80 | 61 | 44 | 43 | 75 | 60 | 55 |
| 学業中 | 1 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 |
| 下校中 | 37 | 201 | 202 | 140 | 101 | 69 | 55 | 75 | 77 | 37 |

児童生徒等の通学・通園時の
交通事故死傷者数
（歩行者：令和２年）

# 日本における近年の地震の発生状況

※気象庁ＨＰ「日本付近で発生した主な被害地震」より、平成23年～令和３年３月に震度６弱以上を計測したもの

| 発生年月日 | M | 震央地名（地震名） | 人的被害 | 物的被害 | 最大震度 | 津波 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成23年（2011年）3月11日 | 9.0 | 三陸沖（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震） | 死19,729<br>不明2,559<br>負6,233 | 住家全壊121,996棟<br>住家半壊282,941棟<br>住家一部破損748,461棟 | 7 | 9.3m以上 |
| 平成23年（2011年）3月12日 | 6.7 | 長野県・新潟県県境付近 | 死３<br>負57 | 住家全壊73棟<br>住家半壊427棟 | 6強 | |
| 平成23年（2011年）3月15日 | 6.4 | 静岡県東部 | 負80 | 住家半壊18棟<br>住家一部破損3,475棟 | 6強 | |
| 平成25年（2013年）4月13日 | 6.3 | 淡路島付近 | 負35 | 住家全壊8棟<br>住家半壊101棟<br>住家一部破損8,305棟 | 6弱 | |
| 平成26年（2014年）11月22日 | 6.7 | 長野県北部 | 負46 | 住家全壊77棟<br>住家半壊137棟<br>住家一部破損1,626棟 | 6弱 | |
| 平成28年（2016年）4月14日～ | 7.3 | 熊本県熊本地方など（平成28年（2016年）熊本地震） | 死273<br>負2,809 | 住家全壊8,667棟<br>住家半壊34,719棟<br>住家一部破損162,500棟 | 7 | |
| 平成28年（2016年）6月16日 | 5.3 | 内浦湾 | 負1 | 住家一部破損3棟 | 6弱 | |
| 平成28年（2016年）10月21日 | 6.6 | 鳥取県中部 | 負32 | 住家全壊18棟<br>住家半壊312棟<br>住家一部破損15,095棟 | 6弱 | |
| 平成28年（2016年）12月28日 | 6.3 | 茨城県北部 | 負2 | 住家半壊1棟<br>住家一部破損25棟 | 6弱 | |
| 平成30年（2018年）6月18日 | 6.1 | 大阪府北部 | 死６<br>負462 | 住家全壊21棟<br>住家半壊483棟<br>住家一部破損61,266棟 | 6弱 | |
| 平成30年（2018年）9月6日 | 6.7 | 胆振地方中東部（平成30年北海道胆振東部地震） | 死43<br>負782 | 住家全壊469棟<br>住家半壊1,660棟<br>住家一部破損13,849棟 | 7 | |
| 平成31年（2019年）1月3日 | 5.1 | 熊本県熊本地方 | 負4 | 住家一部破損60棟 | 6弱 | |
| 平成31年（2019年）2月21日 | 5.8 | 胆振地方中東部 | 負6 | 住家一部破損19棟 | 6弱 | |
| 令和元年（2019年）6月18日 | 6.7 | 山形県沖 | 負43 | 住家半壊28棟<br>住家一部破損1,580棟 | 6強 | |
| 令和3年（2021年）2月13日 | 7.3 | 福島県沖 | 死１<br>負187 | 住家全壊69棟<br>住家半壊729棟<br>住家一部破損19,758棟 | 6強 | |

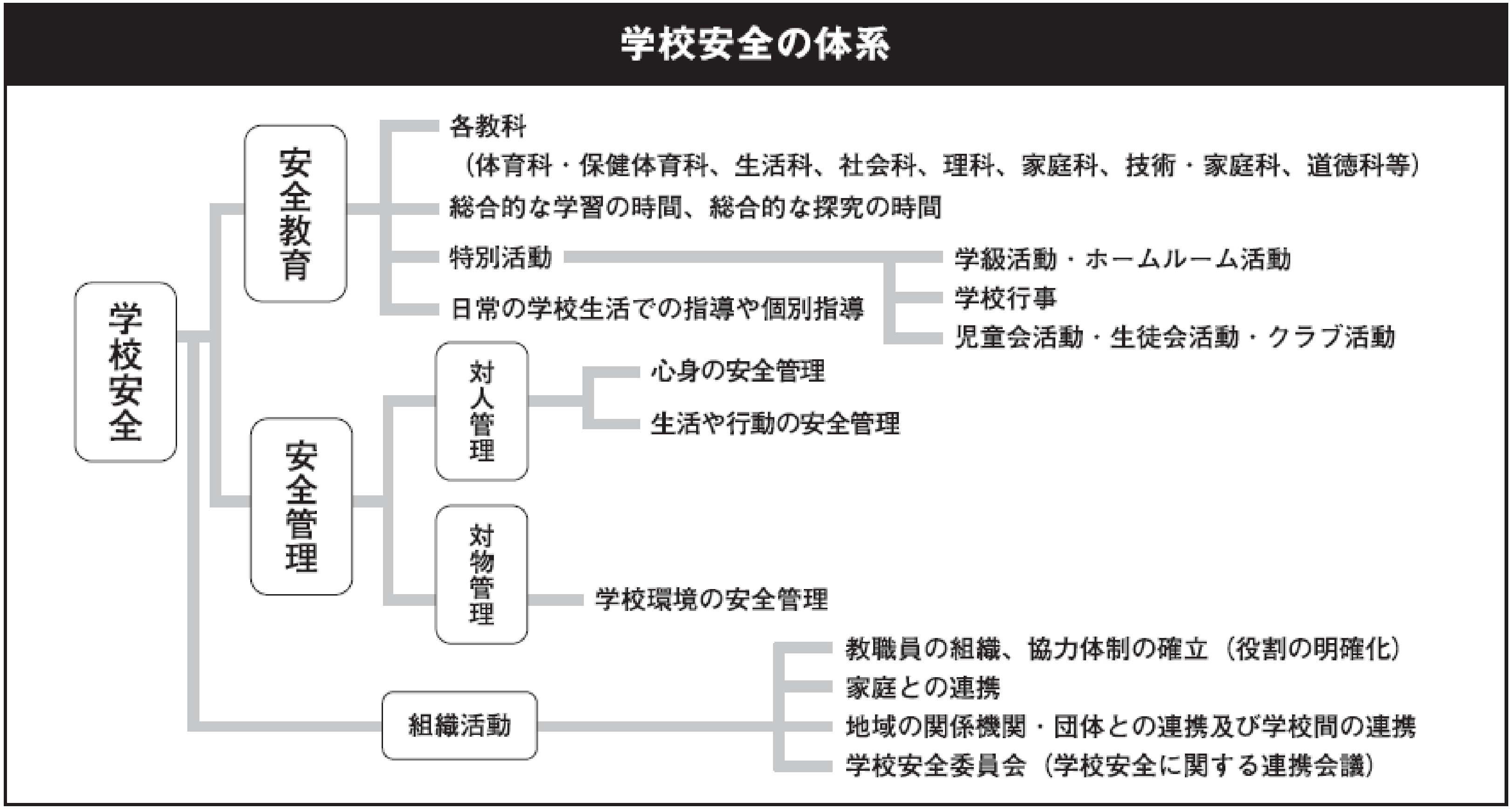


文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019）より

## 学校安全の三領域

「**生活安全**」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。
誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

「**交通安全**」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

「**災害安全**」（**防災**）：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

# 学校における安全の取組

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている

**学校安全計画**
（学校保健安全法第27条）

**安全教育**

- 保健体育科、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動や個別指導等における安全に関する指導　等

**組織活動**

**安全管理**

- 安全点検の実施（学習環境の安全点検、避難経路の確認等）
- 危険等発生時対処要領の作成と訓練の実施（学校保健安全法第29条）（各種災害における安全措置、不審者侵入時の対応等）　等

**校内の協力体制・研修**
**家庭及び地域社会との連携**
（学校保健安全法第３０条）

**○学校安全に関する学校の設置者の責務　（学校保健安全法第26条）**
→学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確化。

**○学校環境の安全の確保（学校保健安全法第28条）**
→学校の施設・設備について、児童生徒等の安全確保の観点から支障がある場合に、校長等が遅滞なくその改善のための措置を講ずることを規定。

## ■　学校安全に係る各領域

**生活安全**→　日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

**交通安全**→　様々な交通場面における危険と安全

**災害安全**→　地震、津波、火山活動、風水（雪）害等や火災、原子力災害

今後想定される**新たな危機事象**→学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生・ミサイルの発射等

# 学校保健安全法

平成21年4月施行

- 学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全確保を図る上で支障となる事項に対する必要な措置
- 児童生徒等の安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- 各学校における危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定による的確な対応の確保
- 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

# 学校安全に関する組織的取組の推進　（第3次計画答申案より）

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方も参考とし、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 今後想定される大規模災害など地域ごとのリスクを踏まえた危機管理マニュアルの見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、研修の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

# 学校の危機管理とマニュアル

●**事前の危機管理**（事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について）
● **個別の危機管理**（事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について）
● **事後の危機管理**（緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について）

# 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（概要版）

**作成の背景**

平成３０年度末の時点での危機管理マニュアルの作成状況・・・・・・・・・９７．０％
危機管理マニュアルの見直しを行った学校・・・９２．２％
→高い整備率となっているが、**有事の際に機能するかの検討が必要**

平成29年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、市町村地域防災計画において要配慮者に位置付けられた学校の中で、浸水想定及び土砂災害警戒区域に立地している学校は、**避難確保計画作成の義務及び自治体への提出が必要**

令和３年５月に災害対策基本法の一部を改正する法律が成立
**「避難勧告」を廃止→「避難指示」の一本化による見直しが必要**

**そこで、各学校において危機管理マニュアルを見直し、改善の視点や考え方、その他参考となる情報を記載した本ガイドラインを作成**

◆本ガイドラインの
危機管理区分及び構成

**事前の危機管理**
〇現状及びリスクの把握
〇危機の未然防止対策
〇危機発生に備えた対策

**発生時（初動）の危機管理**
〇疾病者発生時の対応
〇犯罪被害発生時の対応
〇交通事故発生時の対応
〇災害発生時の対応
〇その他の危機事象発生時の対応
〇教育活動の様々な局面における事故災害等発生時の対応

**事後の危機管理**
〇事後（発生直後）の対応
〇心のケア
〇調査・検証・報告・再発防止等

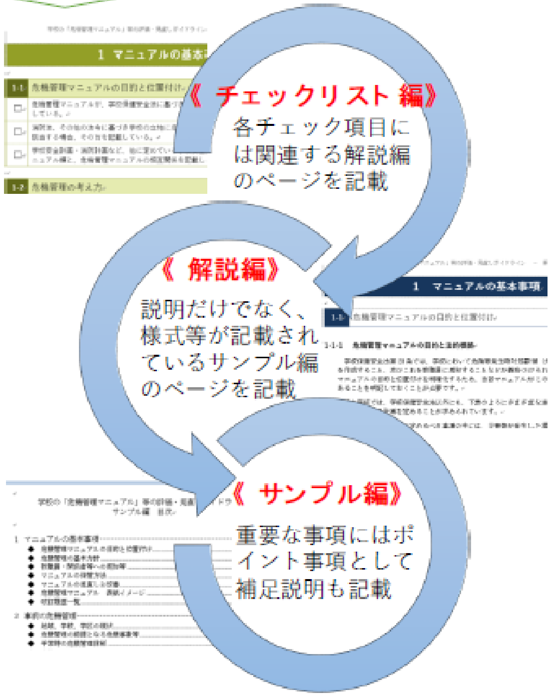


**各学校がチェック結果に応じて必要な個所を見直す際に活用**

危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、関係省庁や自治体の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、**常に実践的なものとなるよう改善を行う必要がある。**

（答申案より）

文部科学省　2021

# 校務分掌中の学校安全計画を推進するための中核となる教職員（全国の学校） 「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査平成30年度実績」より

| | 学校安全計画を策定している学校 | 中核となる教職員がいる学校 | 校長 | 教頭・副校長 | 主幹教諭 | 教務主任 | 生徒指導主事 | その他の教諭等 | 臨時講師 | 用務員（技師等） | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 47,698 | 47,166 | 18,456 | 27,409 | 9,080 | 8,252 | 13,270 | 28,556 | 509 | 923 | 1,827 |
| | | 98.9% | 38.7% | 57.5% | 19.0% | 17.3% | 27.8% | 59.9% | 1.1% | 1.9% | 3.8% |
| 幼稚園 | 8,459 | 8,191 | 5,258 | 2,951 | 1,922 | 1,329 | 84 | 2,813 | 115 | 242 | 630 |
| | | 96.8% | 62.2% | 34.9% | 22.7% | 15.7% | 1.0% | 33.3% | 1.4% | 2.9% | 7.4% |
| 幼保連携型認定こども園 | 3,817 | 3,673 | 2,130 | 1,564 | 2,170 | 229 | 34 | 1,225 | 7 | 75 | 355 |
| | | 96.2% | 55.8% | 41.0% | 56.9% | 6.0% | 0.9% | 32.1% | 0.2% | 2.0% | 9.3% |
| 小学校 | 19,392 | 19,381 | 5,689 | 12,100 | 2,556 | 3,945 | 5,708 | 14,107 | 234 | 302 | 272 |
| | | 99.9% | 29.3% | 62.4% | 13.2% | 20.3% | 29.4% | 72.7% | 1.2% | 1.6% | 1.4% |
| 中学校 | 9,953 | 9,932 | 3,370 | 6,712 | 1,399 | 1,872 | 4,614 | 6,757 | 123 | 225 | 191 |
| | | 99.8% | 33.9% | 67.4% | 14.1% | 18.8% | 46.4% | 67.9% | 1.2% | 2.3% | 1.9% |
| 義務教育学校 | 87 | 87 | 30 | 61 | 11 | 16 | 31 | 57 | 0 | 2 | 1 |
| | | 100.0% | 34.5% | 70.1% | 12.6% | 18.4% | 35.6% | 65.5% | 0% | 2.3% | 1.1% |
| 高等学校 | 4,811 | 4,730 | 1,641 | 3,352 | 801 | 670 | 2,221 | 2,749 | 16 | 66 | 312 |
| | | 98.3% | 34.1% | 69.7% | 16.6% | 13.9% | 46.2% | 57.1% | 0.3% | 1.4% | 6.5% |
| 中等教育学校 | 50 | 50 | 17 | 32 | 6 | 8 | 22 | 27 | 0 | 0 | 5 |
| | | 100.0% | 34.0% | 64.0% | 12.0% | 16.0% | 44.0% | 54.0% | 0% | 0% | 10.0% |
| 特別支援学校 | 1,129 | 1,122 | 321 | 637 | 215 | 183 | 556 | 821 | 14 | 11 | 61 |
| | | 99.4% | 28.4% | 56.4% | 19.0% | 16.2% | 49.2% | 72.7% | 1.2% | 1.0% | 5.4% |

（上段：件数、下段：構成比）

# 学校における人的体制の整備
（答申案より）

- 学校において、学校安全計画を適切に立案し、実行していくためには、校務分掌において学校安全に係る業務が位置付けられるとともに、当該校務分掌を担当する管理職以外の教職員が明確にされていることが不可欠である。
- 地域によっては、学校安全担当の教職員に対する講習会の開催等により、学校安全に関わる意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かす取組や、自治体の方針として安全主任等を置くことで校内組織を整備する取組が行われている。

# 学校における安全に関する教育の充実　（第3次計画答申案より）

- 児童生徒等が自ら危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保
- 地域の災害リスク、正常性バイアスの学習を含めた実践的な防災教育の推進、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期からの安全教育の充実、幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」等を踏まえた性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

# 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ　より

（2011年）

２．今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性

（１）防災教育

①自らの危険を予測し，回避する能力を高める防災教育の推進

②支援者としての視点から，安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するためには、自然災害に関する知識を身に付けるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることが必要である。その力を身に付けるには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する必要がある。

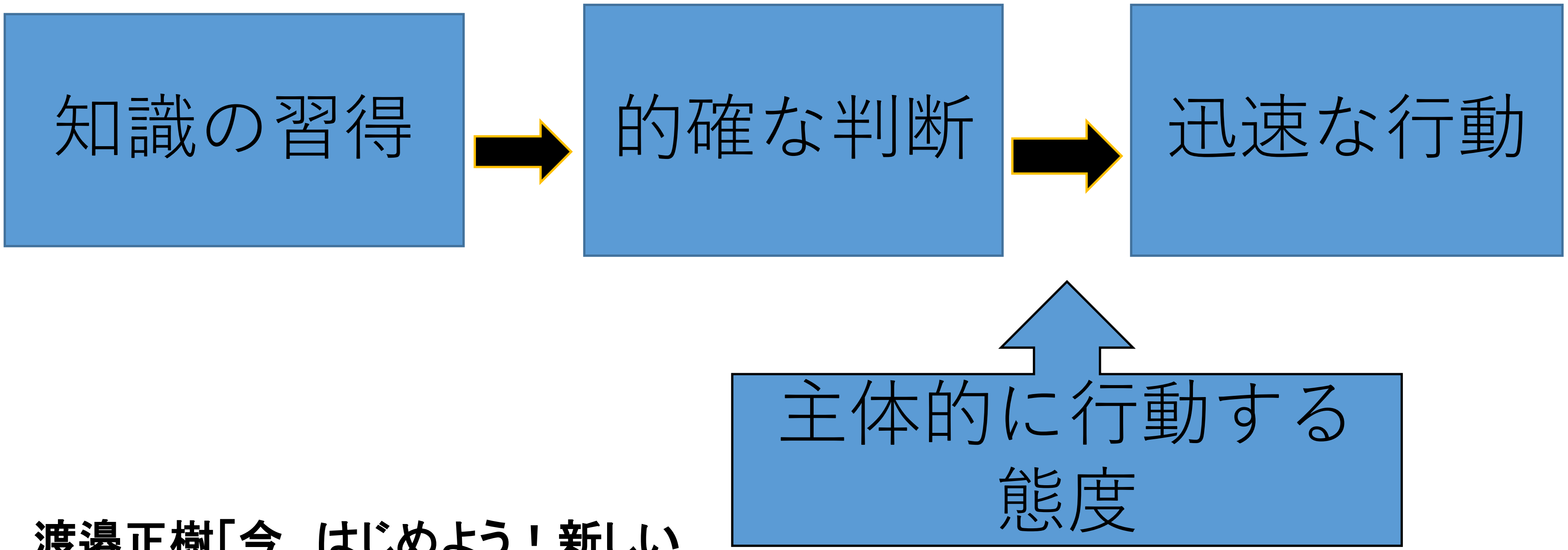


**渡邉正樹「今，はじめよう！新しい防災教育」（2013年）光文書院より**

# 迅速な行動を妨げるもの

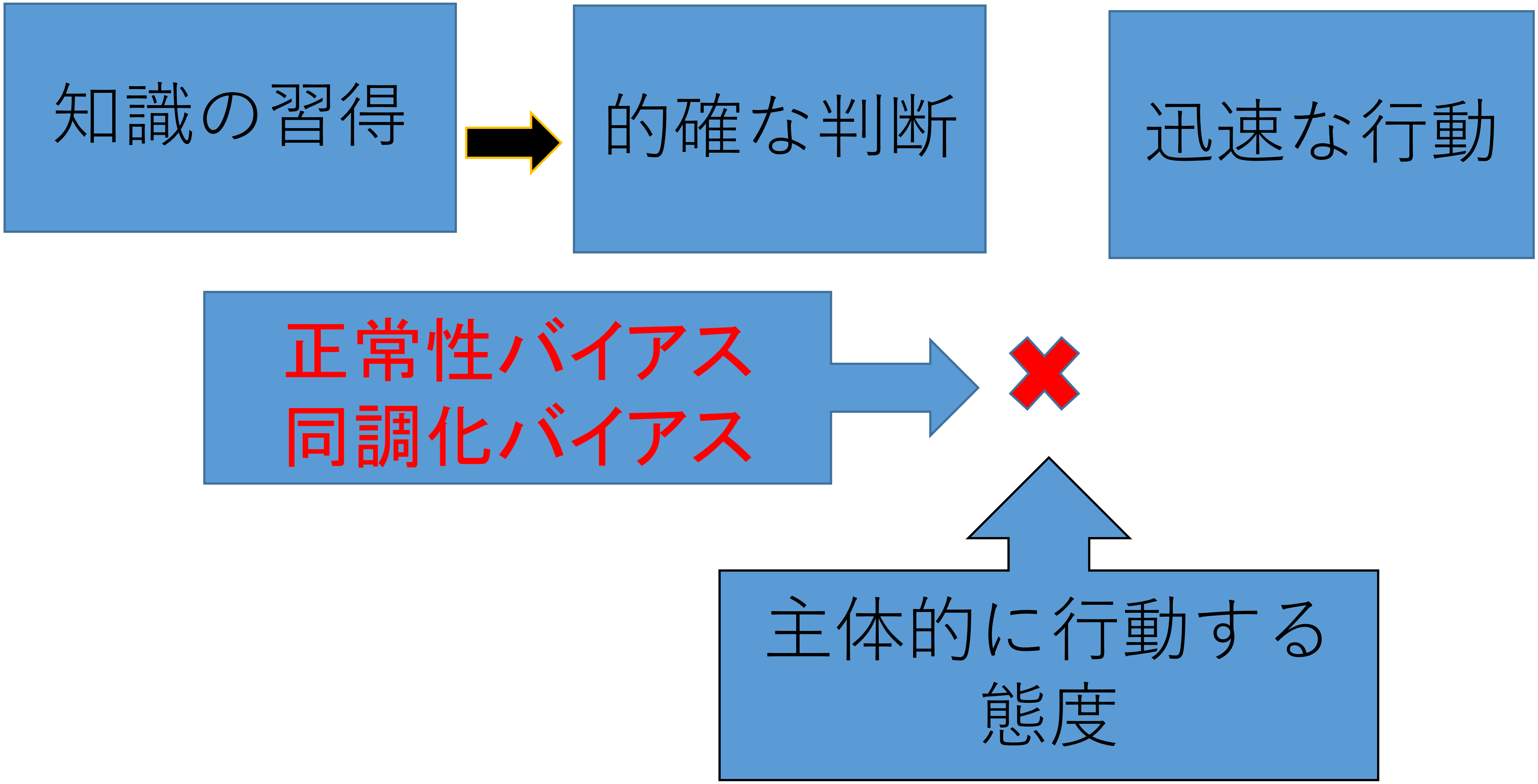

# 生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和２年６月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和２年度から４年度までの３年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

## １．生命の安全教育　概要

- 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

### 対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

### 実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

## 2．教材・指導の手引きの内容

- 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご留意ください。
- 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

**【幼児期】**
**・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ**
**・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない**
**・いやな触られ方をした場合の対応　　等**

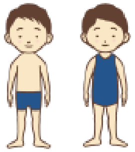

**【小学校】**
**・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ**
**・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない**
**・いやな触られ方をした場合の対応**
**・ＳＮＳを使うときに気を付けること（高学年）　　等**

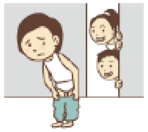

**【中学校】**
**・自分と相手を守る「距離感」について**
**・性暴力とは何か（デートＤＶ、ＳＮＳを通じた被害の例示）**
**・性暴力被害に遭った場合の対応　　等**

**【高校】**
**・自分と相手を守る「距離感」について**
**・性暴力とは何か（デートＤＶ、ＳＮＳを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）**
**・二次被害について**
**・性暴力被害に遭った場合の対応　　等**

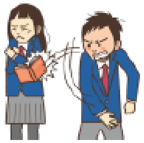

**【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】**
**・性暴力の例**
**・身近な被害実態**
**・性暴力が起きないようにするためのポイント**
**・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先　　等**

**【特別支援教育】**
**・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。**

# 安全教育とカリキュラム･マネジメント

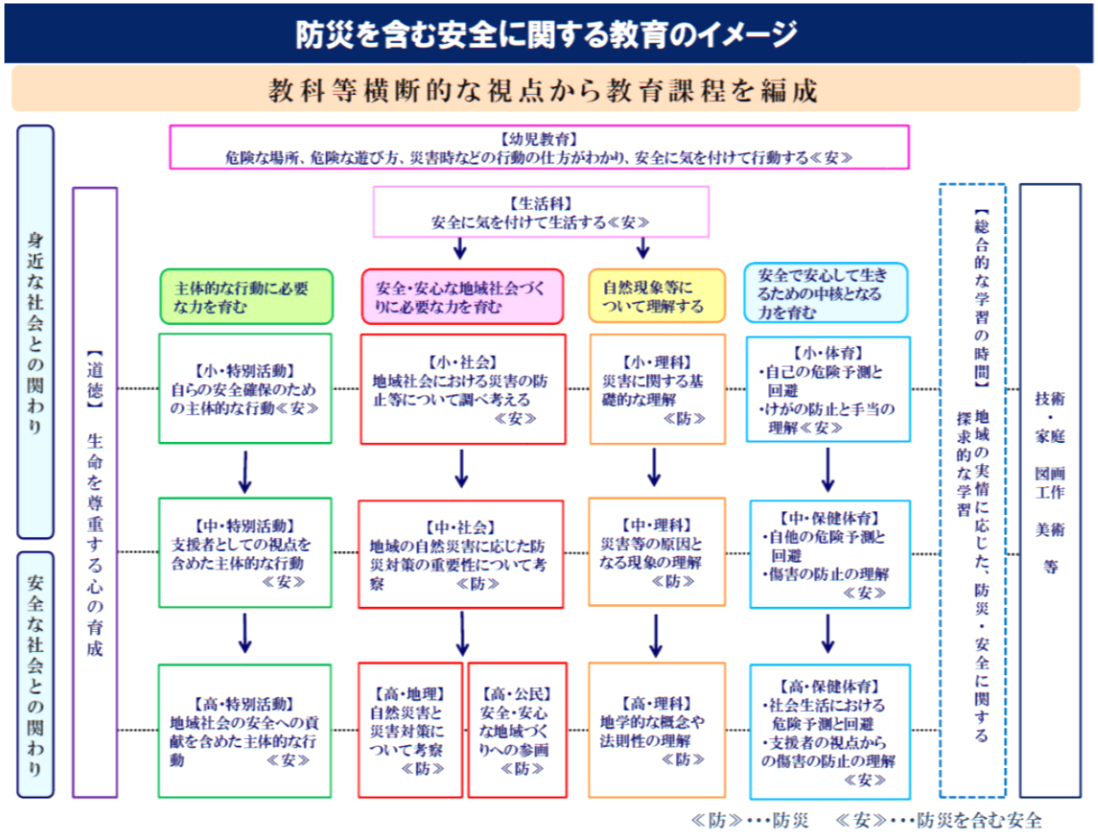


中央教育審議会：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申） 平成28年12月

## 安全に関する資質・能力

### （知識・技能）

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

### （思考力・判断力・表現力等）

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

### （学びに向かう力・人間性等）

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

# 学校における安全管理の取組の充実　（第3次計画答申案より）

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策・水害対策、非構造部材の耐震対策の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 重大事故発生後の国への報告（学校事故対応に関する指針）に関する検討

# 安全点検

| 安全点検の種類 | 時期・方法等 | 対　象 | 法的根拠等 |
|---|---|---|---|
| 定期の安全点検 | 毎学期１回以上<br>計画的に、また教職員全員が組織的に実施 | 児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて | 毎学期１回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（規則28条第1項） |
| | 毎月１回<br>計画的に、また教職員全員が組織的に実施 | 児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など | 明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い |
| 臨時の安全点検 | 必要があるとき<br>・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後<br>・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時<br>・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時　など | 必要に応じて点検項目を設定 | 必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項） |
| 日常の安全点検 | 毎授業日ごと | 児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について | 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条） |

### 防犯の視点

- ☐ 不審者侵入防止用の設備
- ☐ 警報装置、監視システム、通報機器等の作動
- ☐ 避難経路の複数確保
- ☐ 出入口の施錠状態
- ☐ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

### 交通安全の視点

- ☐ 歩道や路側帯の整備状態
- ☐ 車との側方間隔
- ☐ 車の走行スピード
- ☐ 右左折車両のある交差点
- ☐ 見通しの悪い交差点
- ☐ 沿道施設の出入口
- ☐ 渋滞車両・駐車車両の存在

### 防災の視点

- ☐ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- ☐ 書棚・家具等の壁・床への固定
- ☐ 警報装置や情報機器等の作動
- ☐ 避難経路・避難場所
- ☐ 通学路にある災害発生条件（土砂災害、洪水など）
- ☐ 遊具等の劣化

### 校内事故防止の視点

- ☐ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- ☐ 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化
- ☐ 窓・バルコニーの手すりなどの点検
- ☐ エレベーター・防火シャッターなどの点検

学校の危機管理マニュアル作成の手引（2018）より

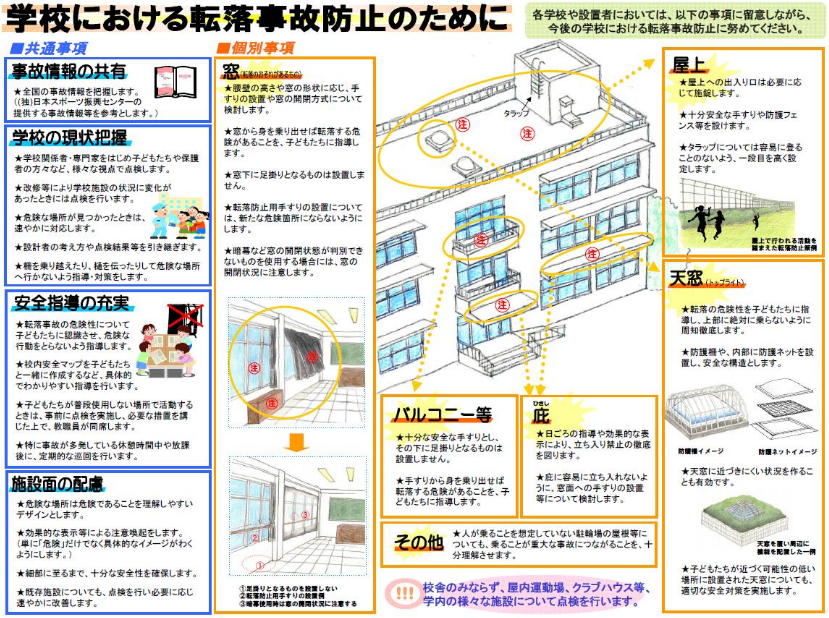


## 鉄棒の日常点検表（例）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 点検期間 | 年　月　日 ～　年　月　日 | 点検者名 | 管理責任者名（本表の最終確認） | 公園番号 |
| 設置場所 | | | 「 計 」 | |
| 施設名称／主材質 | 金属・木質・樹脂・他 | | | 整理番号 |
| 設置年月／製造社名 | 年　月・不明　　・不明 | | | |
| 備考 | | | | |

| 部位 | | 重要度 | 点検内容 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 備考（気づいた点を具体的に記入する） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A. 共通点検項目 | | | | | | | | | | |
| ① | 各部 | ○ | 身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか | | | | | | | |
| ② | 落下防止 | — | 落下防止柵などにガタツキや変形はないか | — | — | — | — | — | — | — |
| ③ | 支柱部 | ◎ | 部材に亀裂、劣化はないか | | | | | | | |
| | | ○ | ぐらつきはないか | | | | | | | |
| ④ | 基礎部 | ○ | 設置面へ基礎が露出していないか | | | | | | | |
| ⑤ | 着地面・周辺 | ○ | 着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか | | | | | | | |
| ⑥ | 接合部 | ○ | ボルトの緩みや欠落はないか | | | | | | | |
| | | ○ | 継手金具の破損はないか | | | | | | | |
| ⑦ | 塗装・メッキ | △ | 著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか | | | | | | | |
| ⑧ | 汚れ・異物 | △ | 著しい汚れや落書き、異物等はないか | | | | | | | |
| B. 個別点検項目 | | | | | | | | | | |
| <懸垂運動系遊具> | | | | | | | | | | |
| ⑨ | 握り棒 | ○ | 変状、摩耗、腐食はないか | | | | | | | |
| | | ○ | ぐらつきはないか、回転しないか | | | | | | | |

# 安全管理：公立学校施設の耐震化の状況

公立小中学校の耐震化については、おおむね完了した。

「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査（令和2年4月1日）」

## 校舎等の耐震化（公立小中学校）

### ○ 耐震化率：99．4%（前年度　99．2%）

### ○ 耐震性がない建物

（耐震診断未実施の建物を含む）：<u>674棟</u>

（前年度　894棟）

● このうち、倒壊の危険性が高い施設

（Is値0.3未満）：125棟

（前年度　163棟）

### ○ 各自治体の耐震化の状況

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---|---|---|
| 耐震化率100%達成 | 1,643自治体（92.0%） | 1,663自治体（93.2%） |
| 耐震化未完了 | 142自治体（8.0%） | 121自治体（6.8%） |

### ○ 耐震化の進捗状況

おおむね完了

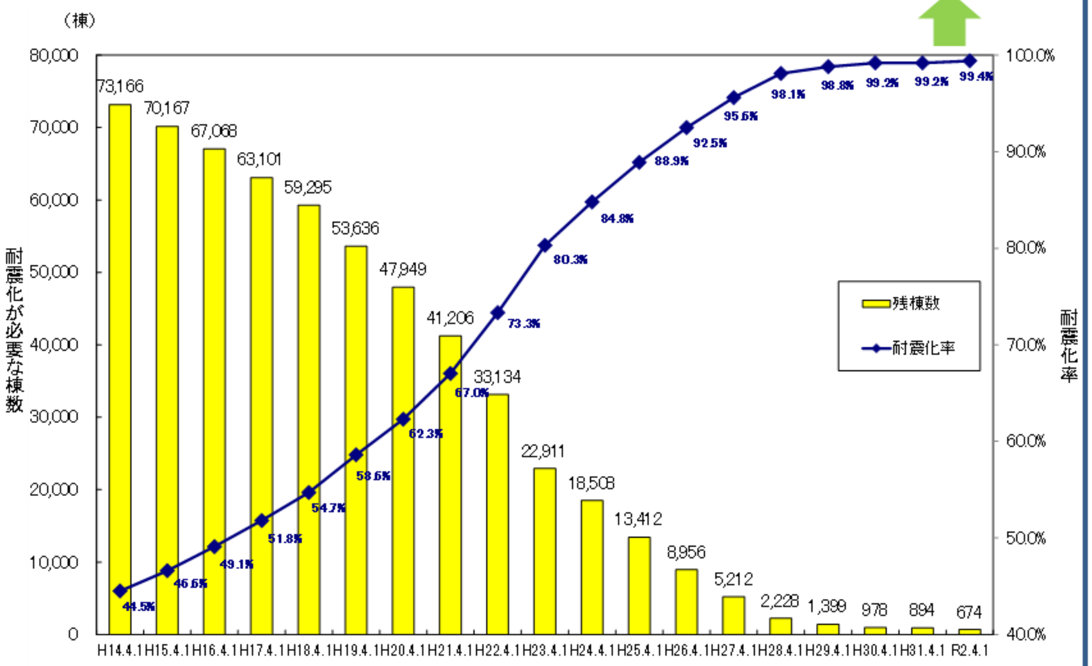


## 吊り天井などの非構造部材（公立小中学校）

### ○ 吊り天井について

落下防止対策実施率：99．2%（前年度　98．9%）　→　おおむね完了

### ○ 吊り天井以外の非構造部材について

点検実施率：<u>92．6%</u>（前年度　88．9%）　対策実施率：<u>48．2%</u>（前年度　43．0%）

※平成28年度までは「人に重大な被害を与える恐れがある」と学校設置者が判断する箇所を調査対象としてきたが、平成30年度から「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版文部科学省）」に基づいて調査の対象項目の明確化を図ったため、両者の比較は困難。

# 学校事故対応に関する指針

平成28年3月

**趣旨**

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。
このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

### 「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

**未然防止のための取組**

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事　故　発　生

**事故発生直後の対応**

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

**初期対応時の対応**

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査への移行の判断

**詳細調査の実施**

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

**再発防止策の策定・実施**

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

# 文部科学省・学校安全ポータルサイト